

(様式第2号)

令和2年度第8回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	令和3年3月25日(木) 9:30 ~ 11:00
場 所	東館3階 小会議室5
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 大久保 規子 事 務 局 吉田課長, 前川係長, 矢代主査, 藤川主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者全員の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 令和2年10月13日付け芦市環第1630号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(令和3年1月15日付け)について

イ 兵庫県森林クラウドシステムの導入について

ウ その他

2 提出資料

3 審議経過

(1) 令和2年10月13日付け芦市環第1630号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（令和3年1月15日付け）について

ア 次回，答申案について審議する。

(2) 兵庫県森林クラウドシステムの導入について

ア 次回，答申案について審議する。

事務局

【議題2】

兵庫県森林クラウドシステムの導入について

この事案は，兵庫県が4月から導入する予定の兵庫県森林クラウドシステムについての諮問です。

森林クラウドシステムとは，兵庫県が管理する森林の所在地，土地所有者，面積といった森林の資源量に関する台帳である森林簿と，森林簿に記載された森林の図面，いわゆる森林計画図とを一元的に管理する森林GISの利用形態の1つであり，LGWAN等のネットワーク上で運用することによって，森林に関する様々な情報のデータベースを構築し，県と市町と，森林組合といった林業事業体間の中で情報共有を円滑に進めるためのシステムです。また，GISが持つデータベースとしての活用だけでなく，市が管理する林地台帳，管理契約や伐採届出管理機能といった市の業務を支援する機能も搭載されています。

従来では市と県はメールでやり取りをしており，森林の図面等は紙媒体でした。それが今回のシステム導入により，県と市がそのLGWAN回線を経由して画像データをクラウド上のシステムにアップロードすることでスムーズな情報共有が可能になるということです。

扱う個人情報は3種類あります。市が管理する林地台帳に記載されている森林所有者の氏名と住所。新たに森林を取得する際に提出する森林の土地の所有者届出書の森林所有者の氏名，住所，電話番号。また，伐採等の届出書の森林所有者及び施業実施者の氏名，住所，電話番号です。

システム導入にあたって兵庫県が講じる個人情報の保護措置に関する基準も示されており，他にもセキュリティーに対する基準，障害時のファイルの安全性を確保するための

	<p>基準，障害復旧のための基準等が整備されております。</p>
<p>実施機関</p>	<p>【実施機関 説明】</p> <p>まず森林クラウドでは，LGWAN回線という行政専用の閉じられた回線の中に，県が管理する森林簿や航空写真，森林計画書等，市が管理する伐採届，林地台帳をアップロードし，情報のやり取りを行います。</p> <p>一方で，林業事業体は，インターネット回線を通じて森林クラウドへアクセスし，個人情報を取り除かれた状態ではありますが，森林簿や林地台帳等を見ることができます。</p> <p>また，市に提出する必要がある伐採届もフォームを入力することでインターネットを通じて市に届け出ることができる仕組みです。</p> <p>個人情報の保護措置は資料3の基準が示されており，必要な措置が講じられることを確認しております。</p> <p>(資料3 読み上げ)</p>
<p>委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>2点質問があります。まず1点目ですが，今回取り扱う情報は，これまで紙やCD-Rで行われていた内容と変わらないのかということ。2点目は，林業事業体は個人情報を取り扱わないとありましたが，届出には個人情報が含まれますよね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>まず1点目ですが，取り扱い情報はこれまでと変わりません。2点目ですが，届出ではおっしゃる通り個人情報を取り扱います。取り扱わないといったのは，LGWAN回線内に保存してある森林計画図や森林簿等に含まれている個人情報を取り除いて提供するという意味です。</p>
<p>委員</p>	<p>それもこれまでと同じということですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>これまでと同様です。</p>
<p>委員</p>	<p>伐採する業者とか伐採する人の情報も個人情報になりえますよね。そういったものも届</p>

	出されますよね。
実施機関	基本的にはその土地の所有者の名前が記載される想定です。その情報は登記で名前が挙がっている内容です。
委員	インターネット回線を利用するということですので、それは誰にでも見ることができるということですか。
実施機関	そうです。市で作っている林地台帳も現在窓口で閲覧に供していますが、それと同様です。
委員	森林の所有者が不明なものが多くなってきており、それを管理しやすいようにシステムを導入したのだと思いますが、森林事業体にとって所有者の氏名はわかったにこしたことはないかと思うのですが、それを省く必要性はあるのでしょうか。
実施機関	登記で確認できるとはいえ、広く一般の閲覧に供されている状態ですので、個人情報がない状態が望ましいと考えています。
委員	すると、あくまでも個人情報が伴う情報の移動は林業事業体からの一方方向であり、それもこれまで行っていた紙やCD-R等の媒体で伝達を行っていたものをインターネットで行えるように変わるだけということですね。
実施機関	はいそうです。
委員	これは日本全国のものですか。
実施機関	はい。現在14都県ですでに導入されており、兵庫県と同時並行で5、6県くらいが導入に動いております。いずれは47都道府県で導入されてことになると思います。

<p>島田会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>島田会長</p>	<p>【審議】</p> <p>導入について、個人情報の管理やその他の安全性対策も整備されていますので、認める方向で答申したいと思いますが、今回諮問を受けた内容は、L G W A N回線内のものだけなのか、林業事業者が利用するインターネット回線も含めてのことなのか、その点を確認しておく必要があると思います。</p> <p>諮問書ではL G W A N回線内の部分だけだと読み取れますね。林業事業者と市の間にもオンライン結合と認められるような情報のやり取りがあるのであれば、そこについても諮問してもらわないといけませんね。</p> <p>例えば、インターネット上ではエクセルファイルが公開されており、森林事業者がそれをダウンロードするだけであれば、それは正確には結合といえないのではないかと思います。ですので、単に閲覧できるだけ、提供されているだけであれば、諮問は必要ないと思います。</p> <p>諮問の範囲と、森林事業者が扱うシステムの概要を次回までに実施機関に確認しておいてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告】</p> <p>芦屋市個人情報保護条例第15条第2号に係るクラウドサービスの利用に関する諮問について</p> <p>これまでもクラウドサービスの導入について何度か諮問をお受けいただいたことがありましたが、そのことについて、本日付で情報政策課長から文書が提出されました。</p> <p>「情報システムの導入または公開時に、本市の承諾なく保有個人情報を閲覧及び利用することを禁じる契約を締結した上で、第三者が管理するクラウドサービスを利用する場合は、C I O、最高情報責任者補佐官に当該クラウドサービスの安全性等について意見を聞き、導入または公開の判断をすることとする。</p> <p>また、第三者が保有個人情報を随時入手し得る状態にするクラウドサービスの場合には、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。」とあり、ただ単にクラウドサービスを利用するだけのものは本来オンライン結合に該当しないので、諮問するものではありませんので、そういったものは、サービス提供事業者と本市の間で保有個人</p>

	<p>情報を承諾なく利用することを禁じる契約をしたうえで、C I O補佐官クラウドサービスの安全性を確認し、導入や更改の判断を得るということとしました。</p>
委員	<p>オンライン結合に該当するものはこれまでどおり諮問されるということですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
実施機関	<p>システムの導入はC I O補佐官の許可が無いと導入できない仕組みとなっているのですか。</p>
事務局	<p>そこまでは想定されておりません。そういったルールがこれまでなかったので、O A推進委員会で新たなシステムを導入することを諮る際に、C I O補佐官にシステムの安全性や個人情報について本審査会の意見を聞いているのかということを確認するように要望しています。</p>
島田会長	<p>そうですね。個人情報の取り扱いとセキュリティーは別の問題ですので、どちらもこの審査会で見ることはできません。ですので、順序としてはC I O補佐官がセキュリティー面について意見を述べ、それを我々が確認したうえで法的に、個人情報保護の観点から検討するという手続きを取りましょう。</p>

(3) その他

閉会